



## 公明党 はまよつ敏子の粘り強い推進により 児童手当が小学校3年生まで拡大 !!

### 申請手続き方法

### ・窓口...市役所 1 F 市民課

#### 児童手当現況届が届いた方 (児童手当を受けている方)

現況届を提出するときに、窓口で小学校2年生、3年生の子どもがいることを申し出てください。担当者の指示に従い、支給額変更の手続きをしてください。

1年生の場合は現況届だけ提出します。

期限は6月末日ですのでお忘れの無いよう申請してください。

6月中に申請すれば、4月分からの手当が、8月中に支給されます。

持参するものをわすれずに。

#### 新規に申請する方

(小学校2～3年生だけの方)

7月中に市役所から通知のはがきが来ることになっていますので、窓口で申請の手続きをしてください。

7月中に申請すれば、4月分からの手当が、9月中に支給されます。

はがきが来る前に申請も出来ませんが、支給日は同じく9月中になります。

#### 申請手続きに持参するもの

印鑑

年金加入証明書(国民年金以外の方)

口座番号

詳しくは市民課まで

受付は随時行いますが、9月末日までに申請すれば、4月分までさかのぼって支給されます。

児童手当支給には所得制限があります。

<目安になる例> 扶養親族等の数が3人の標準世帯では、

- ・厚生年金加入者など.....年収780万円未満、所得574万円未満
- ・国民年金加入の自営業者など.....年収596万3000円未満、所得415万円未満

家族構成によって所得制限の金額は変わります。また、所得(課税対象額)と年収(収入総額)は違いますので不明なときは窓口まで問い合わせてください。

